新聞１１月１日朝刊以降、
ラ・テ１１月１日午前５時以降

【同時発表記者クラブ】
岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者クラブ、東北専門記者会、石巻記者クラブ、古川記者クラブ、静岡県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、合同庁舎記者クラブ（広島）、山口県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政滝町記者クラブ、国土交通省九州記者会、九州建設専門記者クラブ、佐賀県政記者クラブ

平成１８年１０月３１日
国 土 交 通 省 河 川 局

北上川・大井川・佐波川・嘉瀬川各水系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の４水系の河川整備基本方針の策定につきましては、河川法第１６条第３項に基づき、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長へ意見を求め、同審議会から河川分科会に付託されました。その後、社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会において審議を行ったのち、平成１８年１０月６日に開催した社会資本整備審議会河川分科会（第２１回）の審議を経て平成１８年１１月１日付けで、河川整備基本方針を策定し、同日付で官報に公表されることとなりました。

記

問　い　合　わ　せ　先

【総括・嘉瀬川】
国土交通省河川局　河川計画課　河川計画調整室　課長補佐　矢崎　剛吉
代表(5253)8111　直通(5253)8445　内線 35372

【大井川】
国土交通省河川局　河川計画課　河川計画調整室　課長補佐　齋藤　大作
代表(5253)8111　直通(5253)8445　内線 35352

【北上川・佐波川】
国土交通省河川局　河川計画課　河川情報対策室　課長補佐　齋藤　博之
代表(5253)8111　直通(5253)8445　内線 35382

＜北上川・大井川・佐波川・嘉瀬川の河川整備基本方針の概要＞

平成９年に河川法が改正され、豊かでうるおいのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民のニーズに的確に応えるため、制度を見直し、それまでの工事実施基本計画に代え、新たに、河川整備の基本となるべき方針に関する事項『河川整備基本方針』と具体的な河川整備に関する事項『河川整備計画』に区分されました。

河川整備基本方針は、各水系における治水、利水、環境等に関する河川管理の長期的な方針を、総合的に定めるものであり、河川整備の基本となるべき事項等を定めます。

今回策定した４水系についても、各水系の地形、降雨、環境等の特性を踏まえた治水・利水・環境に関する整備の方向性を示しています。また、治水計画の基本となるべき事項として、目標とする洪水の流量である基本高水のピーク流量（計画の基本となる洪水の流量）と計画高水流量（河道での分担流量）を最新の水文データ等も加えてその内容を検証した結果、大井川、佐波川、嘉瀬川の３水系は既定計画と同様とすることとしました。北上川水系については、上下流の安全度のバランスや洪水調節施設による調節流量の見直しを行い、基本高水のピーク流量を増加させました。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、北上川水系の狐禅寺地点では既定計画を踏襲し、また新たに明治橋地点を設定しました。大井川、佐波川では必要流量を期別に定め、嘉瀬川水系は、既定計画では定められていなかったものを新たな検討を行い設定しました。

【河川整備基本方針・河川整備計画について】

・http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/seibi/index.html

【社会資本整備審議会河川分科会について】

・http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai/shakai/index.html

今回策定する４水系の河川整備基本方針の主な特徴的内容は次のとおりです。

●北上川水系（流域面積 10,150㎢、幹線流路延長 249㎞）

北上川は、その源を岩手県岩手郡岩手町御堂（標高 375m）に発し、北上高地、奥羽山脈から発する猿ヶ石川、雫石川、和賀川、胆沢川等幾多の大小支川を合わせて岩手県を南に縦貫し、一関市下流の狭窄部を経て宮城県に流下する。その後、登米市柳津で旧北上川に分派し、本川は新川開削部を経て追波湾に注ぎ、旧北上川は宮城県栗原市栗駒山から発する迫川と宮城県大崎市荒雄岳から発する江合川を合わせて平野部を南流し石巻湾に注いでいる。

その流域は、岩手県の県都盛岡市や宮城県東部地域における第一の都市である石巻市などからなり、沿川には東北新幹線、JR 東北本線、JR 仙石線、東北縦貫自動車道、三陸縦貫自動車道、国道 4 号、国道 45 号等が位置し、東北地方の基幹交通ネットワークが形成されている。また、古来より中尊寺、毛越寺等の奥州藤原文化に見られるような東北独自の文化を育んだ大河であり、現在も豊かな自然環境に加え、イギリス海岸、展勝地、猊鼻渓、鳴子峡など優れた景勝地が随所に残されている。

昭和 22 年のカスリン台風、昭和 23 年のアイオン台風によって浸水家屋等がいずれも６万戸を超えるなど水系全体にわたり甚大な被害が発生している。近年では、平成 14 年 7 月洪水により、未だ多く残る無堤区間や狭窄区間、砂鉄川などの支川、旧北上川河口部等において家屋浸水被害が生じている。

このような状況等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じることにより水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させるため、流域の豊かな自然環境や史跡に配慮しながら、堤防の新設、拡築及び河道掘削により河積を増大し、計画規模の洪水を安全に流下させる。また、気象予測や情報技術の進展、水文観測や流出解析精度の向上等を踏まえた、より効果的な洪水調節の実施と総合的な運用により既設洪水調節施設の治水機能向上を図るとともに、洪水調節施設を整備する。さらに、治水対策を早期かつ効果的に進めるため、河道や沿川の状況等を踏まえ、住民との合意形成を図りつつ、連続した堤防による洪水防御だけでなく輪中堤や宅地の嵩上げ等の対策を実施する。なお、河道の整備にあたっては、自然環境や史跡等に配慮する。

（基本高水のピーク流量及び計画高水流量）

北上川の基本高水のピーク流量は、既定の工事実施基本計画において基準地点狐禅寺

で 13,000㎥/s と定められていたが、治水安全度を見直し 13,600 ㎥/s に増加させ、河道と洪水調節施設への配分はそれぞれ 8,500 ㎥/s 、5,100 ㎥/s とした。

旧北上川の基本高水のピーク流量は、既定の工事実施基本計画と同様に基準地点和渕で 4,100 ㎥/s とし、河道と洪水調節施設への配分についても工事実施基本計画と同様にそれぞれ、2,500 ㎥/s、1,600 ㎥/s とした。

●大井川水系　（流域面積：１，２８０㎢、幹川流路延長：１６８㎞）

大井川は、その源を静岡県、長野県、山梨県の３県境に位置する間ノ岳（標高 3,189m）に発し、静岡県の中央部を南北に貫流しながら寸又川、笹間川等の支川を合わせ、島田市付近から広がる扇状地を抜け、その後、駿河湾に注ぐ。流域は、中流部では「鵜山の七曲り」に代表される穿入蛇行を繰り返す地形が形成され、下流部は典型的な扇状地が広がる。

急流河川で土砂流出の多い大井川では、流路が安定せず、洪水時における河岸侵食や河川管理施設の局所洗掘等の被害が多いことから、河岸崩壊を防止するため護岸、水制等を施工し、計画規模の洪水を安全に流下させるとともに高潮対策を実施する。なお、牛尾山の開削を含む河道掘削による河積の確保にあたっては、掘削による河道環境等への影響をモニタリングし、河道の安定、維持及び河岸等の良好な河川環境に配慮する。河口閉塞については、砂州が樹林化等により固定化されないようモニタリングを行い必要に応じて対策を実施する。

また、これまでの相次ぐ発電ダム等の建設により、河川に水がほとんど流れない状況となったことを受け、維持流量の放流による改善措置等、発電による減水区間の流況改善に向けて熱心な取り組みがなされていることから、関係機関の協力のもとに継続していく。

（基本高水のピーク流量及び計画高水流量）

基本高水のピーク流量は、既定の工事実施基本計画と同様に基準点神座で11,500㎥／ｓとし、河道と洪水調節施設への配分についても工事実施基本計画と同様にそれぞれ、9,500㎥／ｓ、2,000㎥／ｓとした。

●佐波川（流域面積 460㎢　幹線流路延長 56㎞）

佐波川は、その源を山口・島根県境の三ツヶ峰（標高 970m）に発し、山間峡谷部を流れ、野谷川、三谷川、島地川等の支川を合わせ、防府市市街地北部を流れ、周防灘に注ぐ一級河川である。

その氾濫域の面積は防府市街地を中心に約 58㎢ にも及び、干拓で広がった河口域では大規模自動車組立工場を頂点とする輸送用機械器具製造業が集積するなど、周南工業地帯の一翼を担っている。また上流域には滑山国有林、長門峡県立自然公園など自然豊かな環境にめぐまれ、山口・防府と周南地域における社会・経済・文化の基盤を成し、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

このような状況を踏まえ、河川整備の現状、水害の発生状況、文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。

治水・利水・環境にわたる健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等について、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組むものとする。

（基本高水のピーク流量および計画高水流量）

基本高水のピーク流量は、既定の工事実施基本計画と同様に基準点新橋において 3,500 ㎥/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 600 ㎥/s を調節して河道への配分流量を 2,900 ㎥/s とする。

●嘉瀬川水系　（流域面積：３６８㎢、幹川流路延長：５７㎞）

嘉瀬川は、その源を佐賀県佐賀市三瀬村の脊振山系（標高 912m）に発し、神水川、天河川、名尾川等の支川を合わせながら南流し、石井樋で多布施川を分派し、その後下流で祇園川を合わせて佐賀平野を貫流し、有明海に注ぐ。

流域は、上流部は脊振山等の 1,000 m を越える急峻な山地に囲まれ、中・下流部は干拓により拡大した低平地の佐賀平野が広がり、佐賀市を中心とする市街地が形成されている。

沿川地域を洪水から防御するため、本川上流部において洪水調節施設による洪水調節を行う。また、祇園川から下流の洪水流量を低減させるため、官人橋下流において洪水調節施設により洪水調節を行うとともに、嘉瀬川の豊かな自然環境や河川の利用等に配慮しながら、堤防の整備や質的強化、河道掘削、護岸整備等を実施し、計画規模の洪水を安全に流下させる。国、県、市等の関係機関と連携・調整を図りつつ、排水ポンプや流況調整河川等により内水被害の軽減対策を実施する。洪水等による被害を極力抑えるため、広域支援ネットワークや広域防災情報ネットワークの構築に向けて、関係機関と連携・調整しながら地域一体となって取り組む。

新たな水資源開発を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図る等、都市用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める。

良好な河川景観や豊かな自然環境を保全するため、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。また貴重な文化遺産である石井樋の保全・再生・活用を通じて、嘉瀬川の自然豊かな水辺環境とふれあえる地域の交流拠点の創出を図る。

（基本高水のピーク流量及び計画高水流量）

基本高水のピーク流量は、既定の工事実施基本計画と同様に基準地点官人橋において3,400㎥／ｓとし、洪水調節施設と河道への配分についても工事実施基本計画と同様にそれぞれ、900 ㎥／ｓ、2,500 ㎥／ｓとした。